

商工会だより

第177号

令和5年5月10日
揖斐川町商工会
揖斐川町上南方165-1 TEL 22-6185 FAX 22-2561
URL <https://www.gifushoko.or.jp/ibigawa/>

いび祭り

5月4日（木）5日（金）に「いび祭り」が4年ぶりに開催されました。天候にも恵まれ、多くの方が山車や歌舞伎等、伝統的な祭りを楽しんでいました。

揖斐川町商工会からは、4事業所が出店して、鮎の塩焼きやフランクフルト等を販売し、イベントを盛り上げました。

美味しい食べ物にお客様の笑顔が溢れ「いび祭り」の楽しさを再認識する事ができました。



出店の様子：当日は長蛇の列ができる等、大いに盛り上がりました。

金融

☆公庫の金融相談日をご利用下さい。

揖斐川町商工会館にて、金融相談日を開催しております。

来月のご相談日は、6月13日（火）です。

普通貸付の申し込みをはじめ、返済状況の変更等、何でもご相談下さい。

なお、相談時間調整のため、ご希望の方は事前に商工会へご連絡下さい。

制度名	利率	貸付限度額	貸付期間	説明
普通貸付	基準 1.02%~2.65	4,800万円	運転資金 5年以内 (特に必要な場合7年以内)	担保を提供する 融資
	基準 1.97%~3.00		設備資金10年以内	担保を不要とする 融資
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	1.12%	2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金10年以内	保証人、担保は不要 (金融審査会の推薦 が必要です)

経営

☆小規模事業者持続化補助金（一般型）

商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿った販路開拓の取り組みを行う小規模事業者の皆様に対し費用の2/3を補助します。

受付締め切り	第13回 2023年8月31日(木) ※事業支援計画書(様式4)発行締切
補助対象者	商工会地区で事業を営む小規模事業者 ※小規模事業者とは 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く） 常時使用する従業員の数 5人以下 サービス業のうち宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数 20人以下 製造業その他 常時使用する従業員の数 20人以下
補助対象事業	・策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。 ・商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
補助率等	[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円 [卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円 [創業枠] 200万円 ※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ ※通常枠以外は追加申請要件があります。 ※補助率：補助対象経費の2/3（賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4）
補助対象経費	①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費

補助対象となり得る取組事例のイメージ

<p>①新商品を陳列するための棚の購入</p> <p>②新たな販促用チラシの作成、送付</p> <p>③商品販売のためのウェブサイト作成や更新 ※WEB関連のみでの申請は不可、補助金の確定時に認められる補助金総額の1/4が上限</p> <p>④国内外の展示会・見本市・商談会への参加費用</p> <p>⑤展示会参加のために必要な旅費等</p> <p>⑥新商品の開発</p>	<p>⑦新商品の開発にあたって必要な図書の購入</p> <p>⑧臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費等</p> <p>⑨補助事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費</p> <p>⑩使用していた設備機器等の解体処分費</p> <p>⑪店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。）</p>
--	---

ご相談は商工会まで

◇申請に際しては、商工会の確認が必要となります。

◇確認書類等の発行には一定の日数がかかりますので、余裕を持ってお越しください。

◇なお、公募要領および申請様式等に関しては、以下のアドレスをご覧ください。

岐阜県商工会連合会 <https://www.gifushoko.or.jp/jizokukar4/>

*記載例も掲載されておりますので、ご自身で申請書（事業計画書）の作成にチャレンジしてみませんか？

*上記の内容は、受付締め切り日以外、第12回の内容を掲載しております。

☆エキスパート・バンク事業

経営・生産・技術・販売促進等の課題を抱えている小規模事業者の方々を対象に、専門技術や知識を持つエキスパート（専門家）を事業所へ派遣し、具体的・実践的な指導を実施しています。

販売促進 I T活用 企業法務 労務管理 事業承継・再生

ものづくり生産管理 海外展開 社員教育等 事業計画策定 創業 に関する支援

◇相談料：1回目は無料。2回目以降は有料（1／3が個人負担）となります。

◇相談日数：指導日数は、1企業につき1事業年度3回以内です。

◇申込方法：商工会までお申込み（お問合せ）をお願いいたします。

☆事業承継についてお悩みはありませんか？

～さまざまな形の事業承継相談をワンストップで解決～

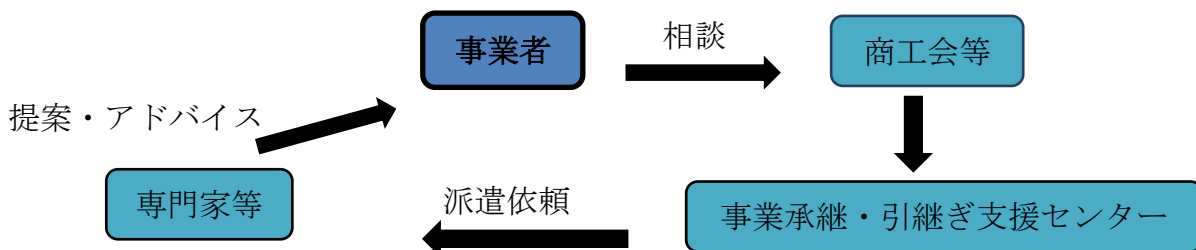
「後継者が決まっていないけど誰かに事業を継いでもらいたい」

「子供（または親族以外）に継がせようと思っているがどんな手続きが必要？」

「会社や店舗を買い取って事業を拡大したい」

こういったことは安易に他人に相談することができず、正確な情報をどこで入手できるのか分からず、時間だけが過ぎてしまう、ということが起こりがちです。

岐阜県事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者が不在でも、親族・親族以外への承継でも、企業買収（M&A）についても専門家に無料で相談できます。



創業したい方と後継者不在の会社等を引き合わせる後継者人材バンク制度もあります。まずは商工会までご連絡ください。*『事業承継・引継ぎ支援センター』…国が設置した公的相談窓口です。

労務

～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。誰もが活躍できる職場づくりを進めよう。

外国人（特定永住者等を除く）の雇入れ及び離職の際、その氏名、在留資格などをハローワークへ届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ることについて、事業主をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先：岐阜県労働局職業対策課（電話 058-245-1314）

又は、最寄りのハローワーク

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください